

転用制限外農地の届出書類一覧表

※200㎡未満の農業用施設 (正本 1通提出)

1 届出書-----所定の様式

2 添付書類

- ① 土地の登記事項証明書(3ヶ月以内のもの)-----法務局社支局
- ② 位置図-----住宅地図の写しに位置を表示
- ③ 地籍図(字限図)-----法務局社支局
- ④ 見取図-----③の地籍図の写しに隣接する地番、地目、所有者、耕作者を記入
- ⑤ 固定資産税名寄帳-----市役所税務課
- ⑥ 住民票
 - ・個人の場合----不要
 - ・法人の場合----法人の登記事項証明書
定款の写し(原本証明)
- ⑦ 農振法の農用地区域除外証明書-----市役所産業課農業振興係
- ⑧ 事業計画図
 - ・建物(住宅・倉庫等)-----配置図、平面図、立面図
- ⑨ 見積書-----事業に係る見積(転用事業者宛名のもの)
- ⑩ 資金証明-----金融機関の残額証明、融資証明等
- ⑪ 同意書
 - ・水利権者の同意(区長等)
 - ・隣接農地の所有者、耕作者の同意
- ⑫ 水利の土地改良区の意見書
(土地改良区の受益地以外の場所については、受益地外証明)
 - ・東播土地改良区-----小野・市場・大部・下東条地区
 - ・加古川西部土地改良区---復井町・西山町・青野ヶ原町・河合中町・河合西町
 - ・三井堰土地改良区-----新部町・三和町・旭町・粟生町・昭和町
- ⑬ 無断転用の場合
 - ・始末書及び現況写真(申請箇所を赤色で表示)
- ⑭ その他-----他法令の手続きを要する場合は手続き済であることの書類

開発許可不要申請の受付印の押印された申請書の鑑

- ※ 市街化調整区域で、農業用倉庫等を建築する場合は、当委員会が発行する農業者証明書を添付して、都市計画法施行規則第60条の申請が必要です。
- ※ 市道・里道等に接している場合は、道路管理者と協議してください。
- ※ 土地の一部の場合は、座標求積図(現地に杭の表示)